

観光開発計画策定調査の実施マニュアル
(基本調査篇)

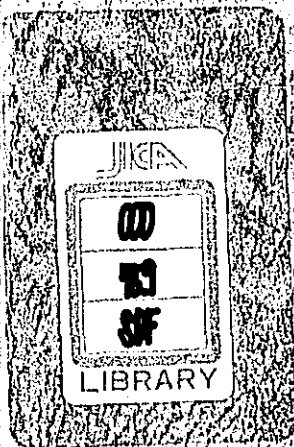
— 概 要 —

(プロジェクト研究)

(未定稿)

昭和63年6月

国際協力事業団
社会開発協力部



10/27
JICA

1905

JICA LIBRARY



1073678[3]

観光開発計画策定調査の実施マニュアル
(基本調査篇)

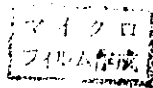
— 概 要 —

(プロジェクト研究)

(未定稿)

昭和63年6月

国際協力事業団
社会開発協力部



観光開発計画策定調査の実施マニュアルの概要

第1章 調査の背景

開発途上国から我が国に対し観光開発調査の協力要請が出されつつあるが、その背景としては、

- (1) 外貨獲得収入の増加と経常収支の改善
- (2) 雇用機会の拡大
- (3) 地域振興

を図ることなどが挙げられる。

第2章 観光開発の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

観光開発を行うに当たって基本的に考えておくべきことは、観光開発の目的が達成されるよう、日本人観光客の動向、航空ネットワークの状況等を勘案して開発目標を設定し、国際観光客に魅力ある観光地を整備することである。このための開発方針としては、観光資源・観光施設等の計画的整備を図るほか、観光客の安全性、利便性の確保、環境保全・地域社会との調和への配慮等を行うことである。

第2節 日本人の海外旅行動向

前述のように日本人旅行者等の誘致を目的とした国際観光開発に当たっては、日本人の海外旅行の動向、特性の把握は極めて重要である。

日本人の海外旅行は、最近における円高傾向の定着等を反映して順調に伸びており、海外旅行者数は1987年には683万人に達している。顕著な傾向としては、20代女性を中心とした女性の海外旅行者数が大幅に増加していること、夏のシーズンへの集中化傾向があること、主なディステーションとしては、米国、オーストラリア、ニュージーランド、中国などのほか、シンガポール、マレーシア、インドネシア等も全体の平均を上回る伸びを見せていること、旅行日数は「4～6日」が全体の約3分の1を占めていることなどが挙げられる。

第3章 観光開発調査のフレーム

JICAの観光開発調査は通常、事前調査と本格調査の2つの段階に大きく分けられるが、それぞれの作業手順についてフローチャートで示している。それと同時に、事前調査については相手国とのScope of Workの合意に至るステップ、また本格調査についてはマスタープランの策定に至るまでの各段階の作業内容について、その概要を述べている。

第4章 事前調査の視診

第1節 対象国のゾーニング

観光開発の事前調査においては、観光開発の即効性や調査の作業量等を勘案して、対象地域を少なくとも大エリアにしぼることが必要であり、そのためのゾーニングを行うこととする。

第2節 大エリアごとの現状把握

観光開発の優先度の高い大エリアを選定するために複数の大エリアごとに、主たる観光資源、観光政策上のプライオリティ、航空ネットワーク、日本人観光客数、インフラの整備状況等の現状把握を行う。

第3節 大エリアごとの評価と観光開発調査の対象となる大エリアの選定

大エリアごとに把握した事項について、日本人観光客の動向、航空ネットワークの状況、旅行の安全性、インフラの整備状況等を中心に評価を行うことにより、観光開発の優先度の高い大エリアを選定する。

第4節 相手国とのScope of Work(案)の協議

Scope of Work(案)において、調査対象地域を観光開発の優先度の高い地域に選定するとともに調査目的、調査内容等を定めたScope of Work(案)を作成し、相手国政府関係者に説明、協議の上決定する。

第5章 本格調査の指針

第1節 相手国の概況

個別の調査に入る前提条件として、相手国の自然、社会、政治、経済等の概況についても把握する。

第2節 調査対象とする大エリアのゾーニング

即効性のある観光開発の観点からも、限られた時間内に最大限の作業効率を上げるためにも、調査対象地域は極力絞り込み、限定されたものであることが望ましい。そのための前段階の作業として、ここでは開発優先地域に選定された大エリアを観光資源の分布状況、行政区画等の基準により、いくつかの中エリアに区分する。

第3節 中エリアごとの現況把握

区分された中エリアの中から、更に一つまたは複数の開発優先中エリアを選定することを目的に、各地域の観光開発に関わる現状と問題点を様々な角度から分析評価するのが、ここでの作業となる。この分析作業は供給側、需要側の2つの側面から行われる。相手国の観光に関する組織、行政、制度、既存計画等から観光の位置付け、取り組み姿勢を検討し、観光資源、観光施設、交通ネットワーク、基盤施設等の整備状況から、観光客の利便性、快適性、安全性を中心とした潜在誘致力を評価する。一方、需要側である日本または他の諸国からの市場動向を分析することにより、対象各エリアのマーケットビリティ（販売可能性、アピール度）につき、評価する。

第4節 市場調査

旅行者動向に関わるもののうち、既存の資料・データ類で十分解明できない項目について、アンケート調査を中心とした手法で把握する作業である。

日本人旅行者のほか、必要に応じて他の外国人旅行者や現地国の国内旅行者を対象とすることがある。

第5節 需要予測

それまでの現状分析作業や市場調査の結果を踏まえて、それぞれの中エリアに対する旅行者の入り込み数や消費額等を予測する作業ステップである。

現地国人、外国人、日本人という3グループすべてか、あるいはいずれかのグループについて予測作業を行うことになる。いずれにしても、次のステップ以降に大きな影響を与えるだけに、精度を上げるための努力が必要になる。

第6節 中エリアごとの評価と開発を優先する中エリアの選定

前節までの現状把握、分析作業の結果を踏まえて、それぞれの中エリアごとに総合的な評価を下し、その中から開発を優先する中エリアを選び出す作業である。

評価の結果は、点数あるいは順位づけその他の方法で明確にされる必要がある。

第7節 開発を優先させる中エリア全体に関わる開発フレームの設定

優先的な開発対象として選定された中エリアについて、①開発目標、②開発方針、③制約要因の3点を明らかにする。

その内容は、当該中エリアを将来どのような考え方と方針に基づいて開発を進めていくかを明らかにするものであり、マスタープランの選定に当たっては、その骨格をなすものである。

第8節 開発を優先する中エリアのゾーニング

開発調査の作業量の問題及び開発事業の効果・実現性といった面から考えて、「中エリア」全域を対象とするよりは、開発計画の目標年次、将来計画を考慮しつつもその中のいくつかの「小エリア」に絞り込むことが望ましい。そのための前段階の作業として、優先開発地域に選定された「中エリア」を更に複数の小エリアに分割するステップである。

第9節 小エリアごとの現状把握

それぞれの小エリアごとに、現状と問題点を把握し分析する作業である。中エリア段階で把握分析されている項目が相当数あるため、ここでは小エリアごとの観光資源、観光施設、旅行者動向等が分析作業の中心となる。

第10節 小エリアごとの市場調査

開発を優先させるべき小エリアの選定、観光資源や観光施設等の開発に資するため、既存の資料・データ類で足らざる部分について、アンケート調査を中心とした方法で把握する。調査項目については、できるだけ絞り込んでいく必要がある。

第11節 小エリアごとの需要予測

小エリアへの旅行者数の入り込み数を予測する作業であり、その結果は、小エリアごとの評価や観光施設、インフラの規模等を決定する際などに利用される。

第12節 小エリアごとの評価と開発を優先させる小エリアの選定

それまでの分析作業の結果を踏まえ、観光開発の可能性といった観点から、小エリアごとに総合的な評価を下したうえで、優先的に開発対象とすべき小エリアを選定する作業である。

第13節 小エリアごとの開発フレームの設定

中エリア全体に関わる開発フレームを踏まえつつ、一つあるいは複数の小エリアについて、それぞれの開発の方向を明らかにしていく作業である。具体的には、中エリア同様ここでも①開発目標、②開発方針、③制約要因の3点にわたる検討作業を行う。

第14節 マスタープランの策定

中エリア全体に関わるマスタープランの範囲は次のとおり観光振興計画、組織体制等のソフト面をも含めた計画とする。また小エリアのマスタープランを策定する場合には、必要な事項を抽出して行うことになる。

(1) 観光振興計画

観光振興として、①ソフトを含めた観光資源整備、②観光客の1日行動圏を中軸とした観光ルート計画、③観光地の特性を生かしたイベント企画、④日本人旅行者受け入れのための体制整備、⑤観光客誘致及び観光地案内のための観光宣伝の5項目について定める。

(2) 観光施設計画

観光客が利用するための施設として、①宿泊施設、②飲食施設、③ショッピング施設についての計画を定める。

(3) 組織体制等

観光開発・振興計画が確実に実施されるためには①開発プロジェクトを管理、実施、運営及び維持する組織体制、②実施を促進するための適切な法規・税制類の整備、③施設の管理、運営における従業員の教育・訓練を確立する必要がある。

(4) 交通ネットワーク

観光地へのアクセスとして不可欠な、①国際・国内の航空網、②空港施設及び旅客受け入れ体制及び観光客の移手段としての、③道路、鉄道を含む陸上交通網、④水上交通網について定める。

(5) 土地利用・基盤施設計画

観光開発の位置を選定するため、①エリアにおける土地の用途区分、基本方針等を定めた土地利用計画を策定するとともに、②国際的な観光地として必要な基本的施設である上下水道、ごみ処理施設、電力、電話等の基盤施設整備について定める。

(6) その他

観光開発計画を実施するに当たり、①費用概算、資金調達等を内容とした資金計画の作成、②観光開発の各過程における実施手順や管理運営主体の検討結果等を定めたインプリメンテーション・プランの作成、③観光開発プロジェクトが経済的、財務的に妥当であるかどうかの経済評価、財務評価を行うとともに、④自然環境、社会環境等への影響についての配慮を行うものである。

第6章 アセアン諸国における観光開発調査実施上の留意点

第1節 リージョナルなアプローチ方法

今後アセアン各国に観光協力等を実施するに当たって、事前に相手国関係機関の計画、推進方策等を調査し、個々の観光資源等の特徴を踏まえつつアセアンを一体として把握することにより、観光協力の方向付けを行う必要がある。

このため、アセアン各国において観光協力の現状と特質を踏まえ、観光協力についての国別

の方向付けを行うこととした。

第2節 国別アプローチ

フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア及びインドネシアのアセアン5か国について実施マニュアル（案）を踏まえつつ

1. 観光開発を取り巻く環境
2. 観光産業及び観光資源の現況
3. 観光振興政策の動向
4. 外国人旅行者の動向
5. 今後の観光開発に向けた基本的視点

の5項目についてとりまとめた。

